

3. 南部町総合振興計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、町長の諮問に応じ町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、南部町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。